

仕 様 書

1. 件 名

令和8年度小型貨客自動車（下関500て839）定期点検整備

2. 概 要

本業務は、下関港湾空港技術調査事務所にて管理している小型貨客自動車の定期点検整備を行うものである。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年9月29日までとする。

4. 内 容

項目・内容	単 位	数 量	摘 要
小型貨客自動車（下関500て839）定期点検整備			
12ヶ月法定点検	式	1	

5. 車両受渡

- 1) 車両の受渡場所は、下関港湾空港技術調査事務所（下関市竹崎町4-6-1）とする。
- 2) 車両の受渡は受注者の負担とする。
- 3) 車両は点検当日午前9時以降に引き渡しを行い、点検当日午後5時までに納車するものとする。

6. 検 査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. 支 払

検査を終了した後、適正な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法にて支払う。

8. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2) 1)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- 3) 1)及び2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。
- 4) 当契約において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

9. その他

- 1) 点検の日程については、契約締結後、当局職員と協議するものとする。
- 2) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、当局職員と協議するものとする。
- 3) 本業務において知り得た事項を当局の許可なしに流用してはならない。